



参考掲載  
その  
(三)

# 瀬戸内海環境保全 臨時措置法案全文

瀬戸内海の環境浄化を自発とした瀬戸内海環境保全特別措置法案の林案は一部修正され、衆議院公害・環境特別委員会(佐野委員長)において、与野党の一體を見、その後衆議院に議員立法として上程され、成立。前号にひき続き、法案第四章第二十一条(経過措置)より掲載します。

### (経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき政令を制定し又は改定する場合は、その政令で、その政令で、その制定又は改定に伴い、合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

### (事務の委任)

第二十二條 この法律の規定により府県知事の権限の属する事務は、政令で定めることにより、政令で定める市長に委任することができる。

### (瀬戸内海環境保全審議)

第二十三條 環境庁に、瀬戸内海環境保全審議会(以下「審議会」という)を置く。

2、審議会は、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ第十三条の規定その他のこの法律の運用について、基本的な方針等瀬戸内海の環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3、審議会は、前項に規定する事項について、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

4、審議会は、次の各号に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する。委員四十人以内で組織する。

- 一、関係行政機関の職員
- 二、関係府町村の長を代表する者
- 三、学識経験のある者
- 四、審議会の委員は、非常勤とする。

6、前二項に定めるもののほかに、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

### 罰則

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一、第五条第一項又は第八条第一項の規定に違反し、第一項の許可を受けたものとなす。

二、第十一条の規定に違反し、第一項の許可を受けたものとなす。

三、第二十五条第二項の規定に違反し、第一項の許可を受けたものとなす。

四、第二十六条第一項の規定に違反し、第一項の許可を受けたものとなす。

第九條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第十條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十一條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十二條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十三條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十四條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十五條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十六條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十七條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十八條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第十九條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十一條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十二條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十三條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十四條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十五條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十六條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十七條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十八條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第二十九條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十一條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十二條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十三條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十四條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十五條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十六條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十七條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

第三十八條の規定による実施の制限を受けないもの及び同法第六條の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五條第一項又は第八條第一項の許可を受けたものとなす。

## 油濁・赤潮被害を補償 議員立法めざし検討急ぐ

### 全漁連情報

#### 油濁による被害対策

一、目的 船舶の航行および製油施設等からの油濁による漁業被害対策(原因不明なものに限る)

二、補償措置 被害者は、都道府県知事に被害額の補償を請求することができる。

三、救済対策 漁業共済法を改正して赤潮被害の補償を行う。

四、費用徴収 納入義務者による漁場環境の復旧事業に一定回数以上寄港する外国船舶の額の算定基準はトナリ制。

五、監視体制 ①パラスト水の不法投棄等の常時監視体制を整備する。②船舶工場施設の強制立入調査権を都道府県に与える。③協会に対する負担金および協会の収入等については税の軽減措置を講ずる。

六、漁業操業安全協会 ①民法に基づく財団法人をつくり、②漁業被害に伴う損失補償の費用を原資とする。

七、費用徴収 ①納入義務者による漁場環境の復旧事業に一定回数以上寄港する外国船舶の額の算定基準はトナリ制。

八、国の助成等 ①政府および都道府県は協会に対して債務保証措置を講ずる。②協会に対する負担金および協会の収入等については税の軽減措置を講ずる。

九、原因者の究明調査 ①国の機関を設けて行う。

②「油濁による被害対策」の目的、規制措置、③海洋汚染防止法の完全実施、④タンカー等のパラスト水の海洋投棄の全面禁止、⑤処理施設の設置の義務づけ、⑥これらの実施促進のための税制金の賦課を改正して赤潮被害の補償を行う。

⑦「赤潮による被害対策」の目的、規制措置、⑧海洋汚染防止法の完全実施、⑨タンカー等のパラスト水の海洋投棄の全面禁止、⑩処理施設の設置の義務づけ、⑪これらの実施促進のための税制金の賦課を改正して赤潮被害の補償を行う。

⑫「赤潮による被害対策」の目的、規制措置、⑬海洋汚染防止法の完全実施、⑭タンカー等のパラスト水の海洋投棄の全面禁止、⑮処理施設の設置の義務づけ、⑯これらの実施促進のための税制金の賦課を改正して赤潮被害の補償を行う。

⑰「赤潮による被害対策」の目的、規制措置、⑱海洋汚染防止法の完全実施、⑲タンカー等のパラスト水の海洋投棄の全面禁止、⑳処理施設の設置の義務づけ、㉑これらの実施促進のための税制金の賦課を改正して赤潮被害の補償を行う。

⑳「赤潮による被害対策」の目的、規制措置、㉒海洋汚染防止法の完全実施、㉓タンカー等のパラスト水の海洋投棄の全面禁止、㉔処理施設の設置の義務づけ、㉕これらの実施促進のための税制金の賦課を改正して赤潮被害の補償を行う。

㉖「赤潮による被害対策」の目的、規制措置、㉗海洋汚染防止法の完全実施、㉘タンカー等のパラスト水の海洋投棄の全面禁止、㉙処理施設の設置の義務づけ、㉚これらの実施促進のための税制金の賦課を改正して赤潮被害の補償を行う。

第三十九條法律第七十号(第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十一條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十二條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十三條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十四條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十五條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十六條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十七條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十八條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第四十九條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第五十條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第五十一條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第五十二條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第五十三條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

第五十四條 この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八條の規定による命令又は同法第九條第一項の規定による実施の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である特定施設、電気事業法(昭和

三十九年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設又は海洋汚染防止法第三條第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をした者)に当該特定施設を設置した者(この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。)であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二條第二項本文に規定する鉱山又は排場若しくは事業場から排水を排出するものは、当該特定施設について第五條第一項の許可を受けたものとなす。

海上電機株式会社が皆様にご贈る新製品  
小型漁船からレジャーボートに交通が一入増えました  
これからの海に是非お供させて下さい

フィッシュパイロット  
Z-11 マークII  
中型、大型も各種取揃えています

海上電機株式会社  
神戸市生田区明石町32 電話 391-4301

---

船舶主機用3-1200馬力船舶用3.5-1200馬力

底曳漁業の省力化に  
たくましい力を!

ヤンマーディーゼル

3ME15形(15馬力) 3M15形(15馬力) 2E515形(15馬力)

ヤンマーディーゼル株式会社  
本社 大阪府北区東田町6-2 電話 62-330  
支店 札幌・仙台・東京・金沢・名古屋・岡山・広島・福岡

養魚の調餌と造粒は  
コウベヒラガのミートチヨッパーで

養魚用ミートチヨッパーNo.32からNo.72まで各種製作しています。  
又最近の人工餌料需要の増加に  
ともない生魚と人工餌料をよく  
練り合せ造粒装置付チヨッパー  
で給餌することもできます。

(御一報次カタログ贈呈いたします)

ミートチヨッパーとプレート、ナイフの専門工場  
株式会社 平賀工作所  
神戸市長田区水笠通3丁目8  
TEL 代表神戸(078)62-1527

# 9月の漁況と海況 (内側海)

## ◎海況

3~4日播磨灘で実施した海洋観測結果による水温分布は、中央・東部海域において各層とも27.5℃内外、北西部の表・中層27.5~28.0℃、底層27.0℃内外を示し平年比較で全域各層にわたって+1.3~+2.0℃高目、また南西部では表・中層 27.0~27.5℃、底層 25.0~26.0℃で+0.5℃内外を示し前月に引続き高目が持続している。一方18日における大阪湾淡路湾寄海域においては北部で各層とも26.0℃内外、南部では25.0℃台を示しとも+1.0℃内外の高目。また同日の紀伊水道北部海域では東部表・中層 26.0℃、底層24.5℃内外、中部表・中層 25.5~26.0℃内外をそれぞれ示し中部の沼島南東部海域の底層で23.0℃台の低温域(平年比較-1.0℃)を認めた以外は前月に引続き+0.5~+1.0℃高目に経過している。

## ◎漁況(概況)

淡路、播磨、摂津沿岸での表面水温は平年値より1.0~1.5℃高目に推移しているが同地では例年とおり、のり張り込み準備に取掛ったが一部の地方を除き漁船漁業は前月に引続き活況を呈している。明石、瀬戸及びその東西海域では小型底曳でガザミ、クルマエビ(夜曳)エビ、タコ、イカ、カレイ、ハギ(昼曳)曳網でマルアジ、ハマチ、タチウオなど。友ヶ島水道及びその南北海域で小型底曳では小型底曳でエビ類、キス、イカ、アナゴ、刺網でハギ、カレイ、ベラ、キス、延縄でタイ、タコなど。治島周辺及び南・西部海域では小型底曳でエビ類、カマス、キス、イカ、ガザミ、曳網でタチウオ、一本釣でアマジ、タコ、ベラ刺網でハギ、グチ、エン、八田網でマアジなど。鳴門海峡及びその南北海域では小型底曳でクルマコビ(北部)エビ類、ガザミ(含ジャノメ)イカ、曳網でサワラ、ハマチ、一本釣でキス、グチ、延縄でチヌ、フグ(中旬より)刺網でマイワシ、ベラ、八田網で豆アジなど。播磨灘中・北部では小型底曳でエビ類、シココ、キス、タコ、カレイ、グチ、曳網でタチウオ、マルアジ、流し刺網でサワラなどが各海域における主な漁業とその漁獲対象魚となっている。

## ◎各地

(註・以下は1日1度当りの平均漁獲量、@は1キロの平均単価円、何隻は操業隻数)

地名	漁獲品	単価	漁獲量	
明石浦	小型底曳網イカ10キロ@	600	250	
	タコ10キロ@	600	10	
由良	小型底曳網タイ13キロ@	4,200	5隻	
	シラサエビ8キロ@	700	400	
沼島	小型底曳網カツエビ1キロ@	1,000	150	
	カマス15キロ@	150	12キロ	
福良	小型底曳網ササエビ2キロ@	2,000	カワツエビ1キロ@	800
	小エビ5キロ@	200	ガザミ30キロ@	700
丸山	タイ五智網35キロ@	2,100	3隻	
	クルマエビ溜網10キロ@	3,500	2隻	

## ◎特記事項

※昨年同ノ瀬海域でアカエイの豊漁をみたが本年は漁獲皆無である反面、本年は前月に引続きガザミ、クルマエビの豊漁が持続している。  
※昭和46年は各海域でウマズラハギの来遊量が極めて濃密で豊漁に恵まれたが昨年はそれを大きく下廻り、更に本年は昨年よりも下廻っている。  
※淡路南部海域では7月よりアマジの来遊量が例年に比し極めて多く本月初旬に引続き好漁が持続しました。ここ数年、福良湾内及びその周辺に來遊をみせている中・大羽群が本年は特に顕著で前月に引続き刺網の漁獲対象となっている。  
※前月外界逸脱などで低調となっておったタチウオ曳網が本月初旬に入り好転し昨年に引続き各海域で好漁が持続している。また8月30日には明石海峡東部に集中的來遊をみせたハマチ魚群がその後、同周辺海域で滞留を続けると同時に成長し前年を大幅に上回る好漁が持続している。

## ◎今後の見込み

本年秋のタチウオ漁は上旬より紀伊水道南部からの大量の添加群が紀伊水道北部海域に、また内海においても従来の滞留群に加わり各海域における曳網漁は急激に上向きを見せた。しかしこれら魚群の内海滞留の環境諸要因を総合的にみれば10月上旬・中旬は昨年並の豊漁が期待できるだろうが、下旬には早くも南下が始まるのではないかと。一方秋サワラ漁についても平年漁に経過しているが10月中の好漁時には好漁が期待出来るだろうがそれが山場と現在の環境要因からみてタチウオ同様本年は内海系成長群の逸脱が例年に比し早目となる見込みを立てている。従って友ヶ島水道南部海域では南下群の初漁が早目となるだろう。(水試、岩井)

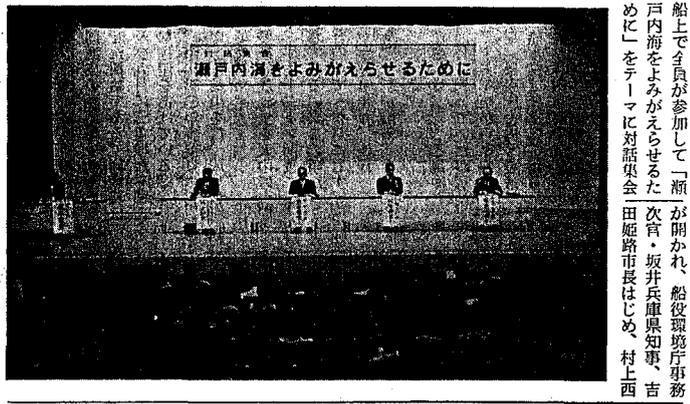
## 関係者の英知と

### エネルギーを結集

#### 瀬戸内海を守る住民大集会

のびやかならぬ状態に追い込まれている瀬戸内海の現実を直視する  
とき、沿岸の青年、婦人はじめ関係者の英知とエネルギーを結集、環境  
破壊を防ぎ、瀬戸内海を守り抜くための行動に立ち上がらなければ。  
全国漁協婦人部連絡協議会(若狭代表会長)も主催者団体に加わっ  
て、「瀬戸内海を守る住民大集会」が九月二十九、三十日、兵庫県姫路  
市文化センターで開催された。

公害問題に関する講演「内海汚染の現状を調べ、学活動報告で、金谷よし恵、会、学習会や対話集会など、習、共通の理解を得るた」と和歌山県漁協連会長も報告  
多様な活動を行い、「瀬戸内海を守る住民大集会」を企画した。①九月三十日、内海漁業の振興のための総汚染原因は何か、なぜ、起ぐれがいつ(す)、「一〇〇ト合衆の確立」などの宣言、こたかを明らかにする。②汚染をくい止めるため、決断を採択して閉幕した。この「大集会」は昨年(一)をを防ぎ、回復させるため、いつにすま、③海を破壊から守り、もとの清浄な瀬戸内海をどう守るか、④海上活動が有効か、⑤船に分散したの、汚染を防ぐための、⑥産業廃棄物、⑦家庭廃棄物、⑧水産資源、⑨自然保護、⑩瀬戸内海開港一〇〇の、初日二十九日、集会を引き続いて行われた実践、四つで、分散会は議決、同



船上で全員が参加して瀬戸内海をよみがえらせるために。次官・坂井兵庫県知事、吉が出席した。田姫路市長はじめ、村上西

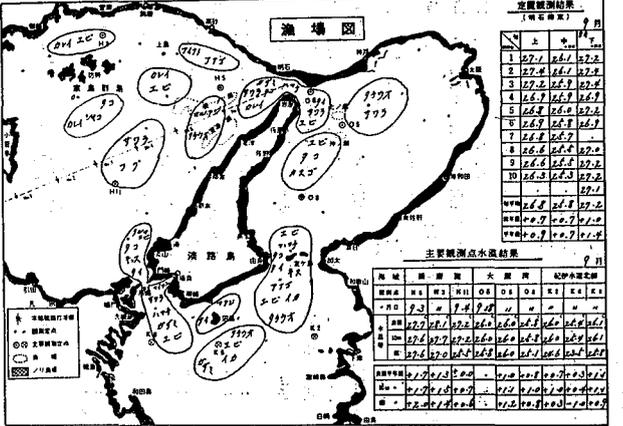
## 漁協貯蓄の推進で

### 豊かな生活の基礎

#### づくりをしよう

本年はP.C.B汚染魚の新聞報道以来、魚師の暴落による被害を全直平  
うけまして、まことに憂慮する事態が相当期間続きました。  
幸い幾分か回復のききが見えましたが、今後のきびしい漁業を営  
み、明るく豊かな生活をしていくためには、何としても貯蓄が必要であ  
ります。  
水揚高のある時に目的に、前年後であります。この利  
による各種の天引貯蓄を実施、用率を二〇パーセントを  
して、コソコソ地道な貯蓄、目標に一段と強化推進して  
運動を推進することが急務、系統資金を充実の上、さら  
でありまして、その貯蓄を、に公費給養、国、県、企  
系統へ預けてこそ公費給養、業に訴えて海をきれいに  
に役立つものといえます。  
現在漁家の貯蓄の漁協集、先については個人の自由で  
中率は、平均五〇パーセン、貯蓄は人の意志と努力に  
よってできる。まして、原  
点に返って、系統団体相  
携えて漁協貯蓄の推進に励  
めよう。

全面的に漁協貯蓄推進協議会が主催したもので、東京  
生活、日本自然保護協会、新都心野田幹田氏昭氏が  
会、活動内容は、瀬戸内海、初日「海洋汚染の現状と  
会、同集金は全漁協連、守る青年団連絡協議会(五海  
のほか、日本青年団協議会、守る青年団連絡協議会(五海  
頭屯」と題して講演した。  
とが予想されますが、この  
動員に力をつけて貯蓄は漁協  
に集約して漁協貯蓄を伸ば  
しましょう。  
本年は残る六か月赤を本  
年度目標達成に全力を注  
ぎ、漁家生活の土台を貯蓄  
で築き、明るい漁村建設に  
資するとともに漁協貯蓄の  
実績増加をはかりたいと切  
に念願します。  
これから地区別、組合別  
の貯蓄推進協議会を出来る  
だけ開いて、組合員との  
話し合いの場をもっと親密  
を深めて漁協貯蓄の増加  
をはかり、豊かな生活の基礎  
づくりのために漁協ともども頑  
張りますので、ご理解、ご協  
力をお願いいたします。  
兵借漁連



# 少ない労働力を克服

## うまみあるノリ養殖経営

### 前川式ノリ網干出装置

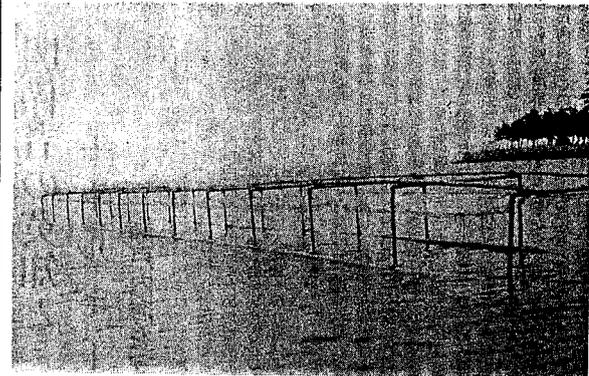
ノリ浮流し養殖技術の中で現在最も問題のあるものの一つに、ノリ網干出方法がある。この承知のとおり、ノリ網干出の目的はアオリノリ産量を除去するとともに、のり芽の付着を促すことにある。これまで各地で色々な海上干出方法や装置の開発が続けられてきたがいずれも一つ一つ耐水性や耐久性などの面で実用性に欠けていた。このような状況の中で、高砂漁協の前川貞次さんは個人で十数年間の経験を生かして昭和45年から3カ年干出方法の改良を行ってきた。そしてこのほど、新しい干出装置が完成し、実用化の見通しも得られたので、御紹介したい。

#### 〔動機〕

また、従来種付と干出は固定式により加古川尻の浅い入江を使用してきたが、均4〜5回程度の干出作業をやるが共同経営であれば理立てられることを予告されていたので水深のある他も自由にできる。しかし、個人経営で頼みの家族労働力が衰一人という前川さんにとってこの作業は苛酷というほかなかった。

このため一人で能率的に操作できるように力化した干出装置の必要に迫られていた。

写真は高砂沿岸において試験中の前川式ノリ網干出装置



たまたま昭和四十五年に採用用のスボ式ビニール網(九州福水工業製)の手持がなかったのでこれを最大限に活用することに。これは水面上にフロートをつけたいかたごと持ち上る。また、昭和四十五年に採用用のスボ式ビニール網(九州福水工業製)の手持がなかったのでこれを最大限に活用することに。これは水面上にフロートをつけたいかたごと持ち上る。

この場合干出装置の上部分にノリ網の上げ下げが円滑に行きやすくなる。このためこの返る状態を十分に観察しながら、四十六年にこれをどう防くかを検討した。その方法として次のことを実行した。

① 上部の干出装置の構造を簡化する。これまでは四分の丸鉄ワックを使用していたものをビニールパイプに改めた。フロートはこれまで竹を使用していたが浮力不足が明らかになったので片側に5箇所の浮き玉を併用することにした。② 網の上げ下げはこれまで側面から一々やっていては新しい片側からヒモを引けば一人で楽に上り下りできるような方法を始めて採用してみた。

この場合干出装置の上部分にノリ網の上げ下げが円滑に行きやすくなる。このためこの返る状態を十分に観察しながら、四十六年にこれをどう防くかを検討した。その方法として次のことを実行した。

# 成果実る 貝種苗放流事業

去る九月二〇日早朝、赤穂市福浦漁業協同組合前に給養されたトラフクが到着した。この給養は同協会の要請を受けた貝種苗業者、三重県業者、市から養殖用として取り寄せた種給である。同協会は赤穂市役所の指導を受け、こうして毎年五月及び九月に三重県から種苗を導入し、のり養殖と併行して給養種で大きな生産をあげていく。結果、昭和四〇年歩留り六割、昭和四一年歩留り六割、昭和四二年歩留り六割、昭和四三年歩留り六割、昭和四四年歩留り六割、昭和四五年歩留り六割、昭和四六年歩留り六割、昭和四七年歩留り六割、昭和四八年歩留り六割、昭和四九年歩留り六割、昭和五〇年歩留り六割、昭和五一年歩留り六割、昭和五二年歩留り六割、昭和五三年歩留り六割、昭和五四年歩留り六割、昭和五五年歩留り六割、昭和五六年歩留り六割、昭和五七年歩留り六割、昭和五八年歩留り六割、昭和五九年歩留り六割、昭和六〇年歩留り六割、昭和六一年歩留り六割、昭和六二年歩留り六割、昭和六三年歩留り六割、昭和六四年歩留り六割、昭和六五年歩留り六割、昭和六六年歩留り六割、昭和六七年歩留り六割、昭和六八年歩留り六割、昭和六九年歩留り六割、昭和七〇年歩留り六割、昭和七一年歩留り六割、昭和七二年歩留り六割、昭和七三年歩留り六割、昭和七四年歩留り六割、昭和七五年歩留り六割、昭和七六年歩留り六割、昭和七七年歩留り六割、昭和七八年歩留り六割、昭和七九年歩留り六割、昭和八〇年歩留り六割、昭和八一年歩留り六割、昭和八二年歩留り六割、昭和八三年歩留り六割、昭和八四年歩留り六割、昭和八五年歩留り六割、昭和八六年歩留り六割、昭和八七年歩留り六割、昭和八八年歩留り六割、昭和八九年歩留り六割、昭和九〇年歩留り六割、昭和九一年歩留り六割、昭和九二年歩留り六割、昭和九三年歩留り六割、昭和九四年歩留り六割、昭和九五年歩留り六割、昭和九六年歩留り六割、昭和九七年歩留り六割、昭和九八年歩留り六割、昭和九九年歩留り六割、昭和一〇〇年歩留り六割。

可能であり、二・五年〜三年で成長八〜九cmに成長し市場価値も当初千二百円前後と高く、その貴重性を裏付けている。

【写真左上】福浦漁協において放流される給養種苗

この場合干出装置の上部分にノリ網の上げ下げが円滑に行きやすくなる。このためこの返る状態を十分に観察しながら、四十六年にこれをどう防くかを検討した。その方法として次のことを実行した。

① 上部の干出装置の構造を簡化する。これまでは四分の丸鉄ワックを使用していたものをビニールパイプに改めた。フロートはこれまで竹を使用していたが浮力不足が明らかになったので片側に5箇所の浮き玉を併用することにした。② 網の上げ下げはこれまで側面から一々やっていては新しい片側からヒモを引けば一人で楽に上り下りできるような方法を始めて採用してみた。

この場合干出装置の上部分にノリ網の上げ下げが円滑に行きやすくなる。このためこの返る状態を十分に観察しながら、四十六年にこれをどう防くかを検討した。その方法として次のことを実行した。

この場合干出装置の上部分にノリ網の上げ下げが円滑に行きやすくなる。このためこの返る状態を十分に観察しながら、四十六年にこれをどう防くかを検討した。その方法として次のことを実行した。

# 農林年金情報

## 昭和四十八年度農林年金改正法成立

昭和四十八年度農林年金改正法案(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案)は、七月十三日に一部修正のうえ衆議院を通過したが、約一ヶ月の国会審議ストップにより参議院における審議は八月二十八日から開始され、九月十四日の参議院本会議において可決、三月二十日国会提出以来実に一七九日ぶりに成立をみた。

基礎となる標準給与の下限一日以前に給付事由の生じた年金については、二・三・四(昭和四十六年度公務員給与引上げ率一・七%)×昭和四十七年度公務員給与引上げ率一〇・五%)を引き上げる。

② 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

③ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

④ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑤ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑥ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑦ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑧ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑨ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑩ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑪ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑫ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑬ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑭ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑮ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑯ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑰ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑱ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑲ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

⑳ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

㉑ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

㉒ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

㉓ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

㉔ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

㉕ 退職年金等の最低保障額が、本年十一月以後、次年度(昭和四十九年度)より、一日以前に給付事由の生じた年金については、上記の引き上げ率を適用する。

現行	改正
退職年金 1級	150,000円 → 321,600円
退職年金 2級	183,600円 → 393,600円
退職年金 3級	150,000円 → 321,600円
退職年金 4級	105,600円 → 240,000円
遺族年金	115,200円 → 254,400円
遺族年金(遺族)	110,400円 → 240,000円

① 昭和四十六年三月三十一日以前に給付事由の生じた年金については、二・三・四(昭和四十六年度公務員給与引上げ率一・七%)×昭和四十七年度公務員給与引上げ率一〇・五%)を引き上げる。

